

安城市上下水道事業における公民連携方式導入に向けた意見聴取 実施要領

令和 7 年 4 月

愛知県安城市

1 調査の目的

安城市（以下、「本市」という。）上下水道事業を取り巻く状況は、将来的に施設の老朽化に伴う維持・更新事業の増大や技術職員の減少に伴うサービス水準の低下が想定されています。このため、令和 4 年度より業務効率化を図る対象業務を洗い出す基礎調査や検討業務を行い、上下水道事業の維持管理業務の省力化・更新業務の効率化、中長期的な整備計画の策定に至る一連の作業を高度化することや、熟練職員が持つ高い技術力や経験の継承等の仕組みの必要性について課題として整理をしてきました。

これを受け、上下水道部の工務系部署を中心に、管理・更新支援による一体的なマネジメント方式であるウォーター PPP（管理・更新一体マネジメント方式、レベル 3.5）での民間活力を導入することで、事業のさらなる安定化に資する運営体制を構築することができると考え検討を進めています。

このたび、その一環として、民間事業者様の現時点でのご関心度や事業内容に関する意見聴取を行い、今後の公民連携事業導入に向けた検討を進めたいものです。

2 調査概要

(1) 対象者

本調査の趣旨を踏まえ、事業者として参入を検討する意向を有しており、かつ以下の（ア）～（ウ）のいずれかに合致する法人または法人グループ。

ア 上下水道事業に関する業務委託を受託した実績のある法人

イ 建設業許可を受けている法人

ウ 建設コンサルタント登録を受けている法人で本事業への参画に必要な実施体制を有している者

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象者になりません。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年施行令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律 172 号）並びに民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続中に該当する者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2

号から第5号までの規定に該当する者

(2) 調査内容

当市が想定する上下水道事業の公民連携事業について、ご回答いただける範囲で、ご意見、ご提案をお聞かせください。

- ・本事業への関心
- ・業務内容
- ・コスト削減効果 など

【備考】

- ・今回の意見聴取が、今後実施する事業者の公募及び審査において、優位性を持つものではありません。また、回答された内容が法的拘束力を持つことはありません。

3 実施スケジュール

項 目	日 程
実施要領の公表	令和7年4月17日（木）
関心表明書及び誓約書の受付期限	令和7年4月17日（木）から 令和7年5月8日（木）午後5時まで
調査票の送付 参考資料の貸与	関心表明書及び誓約書を受理した日より、 速やかに送付します。
調査票の回答期間	令和7年5月9日（金）午後5時まで

※上記日程を変更する場合には、メールまたは電話で連絡します。

※ご回答の意図を確認することを目的として、別途インタビューをさせていただく場合がございます。

4 意見聴取への参加手続き

(1) 関心表明書及び誓約書の提出

参加要件を満たし、本意見聴取に参加する意思のあるものは、次のとおり関心表明書、誓約書を提出してください。

ア 提出期限 令和7年5月8日（木）午後5時まで

イ 提出書類 ・ 関心表明書 1 部
・ 誓約書 1 部

ウ 提出方法 電子メール、持参又は郵送（持参による受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとします。）

(2) 調査票の送付及び参考資料の貸与

調査票及び参考資料は、本市が、関心表明書、誓約書を受理次第速やかに送付します。

なお、送付は電子メールを予定しています。

(3) 調査票の回答期間

意見や提案等を記載した調査票を、電子メールにより提出してください。

ア 提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時まで

イ 提出書類 調査票 1部

※必要に応じて補足資料をご提出いただいても構いません。

ウ 提出方法 電子メール（件名を【公民連携調査票の提出】としてください。）

エ 留意事項 調査票送付後、担当者へ送信した旨をご連絡ください。

5 その他

(1) 本調査の回答に要する経費はすべて事業者様のご負担とします。

(2) 必要に応じて追加でヒアリング（文書による照会を含む）を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(3) 当市において提出書類等を事業の諸条件の検討以外の目的で使用することはありません。ただし、外部（地元関係者、議会、報道機関等）に対する情報提供のため、意見の一部を公開する場合があります。この場合、事業者様や回答内容が特定できない範囲で一般化した情報のみを公開するものとします。

(4) 提出書類は返却しません。

(5) 当市が事業者様に貸与する参考資料に含まれる情報は、いずれも本市の業務上重要な情報であるため、意見聴取の参加に係る検討以外の目的で使用すること及び本調査で知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

(6) 本調査について、当市はEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社に業務を委託しており、問い合わせ対応等は同社を含めて行います。

6 問合せ先及び書類提出先

〒446-8501 安城市桜町 18 番 23 号

安城市上下水道部 担当：榊原

電話：0566-71-2248

E-mail: gesui@city.anjo.lg.jp